

大川市国民健康保険条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等に傷病手当金を支給するための規定において、新型コロナウイルス感染症を定義していた根拠法が改正されたため、所要の改正を行うものです。

内容は、これまで、新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定されていましたが、法律の改正に伴い、新型インフルエンザ等感染症として位置づけられ、附則ではなく、正式に新型コロナウイルス感染症として文言の整理を行うものです。



大川市国民健康保険税条例の一部改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和3年1月1日から施行され、個人所得課税の見直しが行われたことによる影響や不利益を緩和するため、国民健康保険税の軽減判定基準に係る所要の改正を行うものです。

内容は、個人所得課税の見直しにより、基礎控除額を10万円引き上げる一方で、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられたため、現在、所得に応じて7割、5割、2割の軽減があります。基礎控除額33万円を10万円引き上げて43万円とし、減額の対象となる所得基準額を引き上げて、減額対象者を拡大するものです。

また、給与所得者等が2人以上いる世帯は、基礎控除が10万円引き上げられた分、給与所得控除が10万円減少することで所得が増加することになり、軽減措置に該当しにくくなるため、2人目から1人につき10万円を基礎控除額に乗せするものです。

大川市介護保険条例の一部改正

介護保険事業計画の見直しにより、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を改定するため、所要の改正を行うものです。

内容は、被保険者の所得段階は、現行と同じく10段階で設定しており、介護保険料を計算する基礎となる基準額を、5段階に位置する年額6万9千600円、月額5千800円とするものです。ただし、1段階から3段階までは軽減措置があり、1段階は基準額の0・3の割合で2万800円、2段階は基準額の0・4の割合で2万7千800円、3段階は基準額の0・7の割合で4万8千700円とするもので、それぞれの保険料は100円未満切り捨ての措置がなされています。

軽減措置により軽減されているが、実質保険料は上がっている。軽減措置ではなく、単に保険料を下げる、もしくは据え置くことはできないのか。

高齢化が進んでいるので、保険料は徐々に上がっていくのが現状であり、保険料を据え置くと赤

字になってしまったため、上げざるを得ませんが、所得が少ない方については、軽減措置を設けて、保険料の負担を抑える仕組みです。

大川市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部改正

国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

内容は、省令において、虐待防止のための措置、業務継続計画、感染症の予防及び蔓延の防止等についての基準が変更され、介護人材の確保や介護現場の革新に関するハラスメント対策、各種会議等でのテレビ電話等の活用、署名・押印を求めないことが可能であるなどの電磁的対応が示されていることから、第6条及び第11条に、それぞれ第3項及び第4項を追加し、必要な体制を整えるものです。

虐待防止について、市として、どのようなことを行っているのか。

3年度国民健康保険事業 特別会計予算

6年に1度、事業所の更新前に必ず行う実地指導の時や、随時、虐待の案件があれば指導を行い、今後、虐待が起こらないよう研修の推進なども行っています。

虐待や衛生面も含めて、市として、定期的に状態を把握していただかないと、見過ごしてしまうのではないかとと思うので、大きなことに発展する前に、徹底した対応をお願いしたい。

3年度国民健康保険事業 特別会計予算

国民健康保険法に基づく医療事業等の予算で、予算総額は49億8千万円です。

運営協議会費の報酬に関し、どのような方が協議会委員になられているのか。

市議会、社会福祉協議会、医師会、薬剤師会、歯科医師会、民生委員等から選出された方々です。

疾病予防費のレセプト点検業務委託料に関し、点検内容と年間レセプト件数及び点検によってどれぐらいの効果があるのか。

3年度後期高齢者医療事業 特別会計予算

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等の予算で、予算総額は6億3千900万円です。

後期高齢者数は増加していると思うが、市として、これが減少に転じるのは、何年後ぐらいを予想しているのか。

今後、2024年度までは団塊の世代が後期高齢者に移行するので、増加していきませんが、長寿社会対策総合計画の審議会での予測としては、2028年から2029年の間ぐらいから、減少していくのではないかと見込まれています。

3年度介護保険事業 特別会計予算

介護保険法に基づく介護保険事業の予算で、予算総額は40億8千300万円です。

一般管理費において、令和2年度と比較すると、一般職員が8人から10人、会計年度任用職員が1人から2人に増えている理由は、

これまでは、5款地域支援事業費の一般介護予防事業費と包括的支援事業費で人件費を計上していましたが、地域支援事業に使える予算の枠が決められており、それが減少したため、1款一般管理費で人件費を計上しているもので、人員数は同じです。

介護予防・生活支援サービス事業費の委託料に関し、通所型サービスと訪問型サービスの内容は、

要支援者や事業対象者が体力的に弱くなってきた時に、3か月から6か月の短期間集中して、介護予防事業の通所や訪問サービスを利用し、ある程度回復していただくようなメニューです。



通所サービスとしては、4か月間週1回通っていたり、事業の「元気が出る学校」があり、令和3年度から、運動をメインとした「パワーアップクラス」という事業を予定しています。

また、訪問型サービスとしては、シルバー人材センターに委託している高齢者家事サポート支援サービスがあり、令和3年度から、管理栄養士やリハビリの専門職が自宅に訪問して、家の中の様子を見ながら、自立に向けた支援を行う事業を予定しています。